

平成22年
(仮称)自治基本条例検討連絡会議
会議概要記録

平成22年2月5日
新宿区議会

辻山座長 それでは、時間ですので、第25回の検討連絡会議を始めたいと思います。

久保委員はちょっとおくれるという連絡が入っています。やがて見えるでしょう。

きょうの議事次第を見ていただきますと、大きく分けて3つ、1つは中間報告会の実施結果についてということですね。

それから、もう一つは三者案の調整と区民討議会のことと区民アンケートのこと、これが第2番目のくりです。そして、3番目に区分F：地域自治について、その後の検討状況を出し合っ

て議論をすると、こういうことでございますので、よろしく願いいたします。
この間の中間報告会は皆さん大変御活躍で大変だったと思いますが、私もびっくりするほど後ろまでいっばいだったので、きょう出された意見について読ませていただきましたけれども、やはり予想したとおり厳しい御意見が幾つもあって、どうこの意見に向き合っていくのか、僕は大体こういうアンケートをとるのは嫌いなんですけれども、つまりやる気がなくなってしまうんですね、「ばか」、「死ね」みたいなことを書かれると。つらいものがございましたが、そういうことも含めて最初にまず中間報告会の結果報告について、これは事務局からですか。

事務局 その前にきょうの配布資料について御説明させていただきます。座ったままで失礼いたします。

本日の配布資料ですが、次第をめぐっていただきまして、中間報告会実施結果報告が資料1になります。

続きまして、資料2が中間報告会についての意見等ということで、当日もしくはその後にファクスで送られたものもありますけれども、参加された方の意見をお名前と住所につきましては伏せておりますけれども、そのままお出ししております。

資料3が条例に盛り込むべき事項三者案検討課題及び決定事項ということで、前回の検討連絡会議の議論を反映した形でお配りしております。

続きまして、資料4が条例に盛り込むべき事項三者案比較表ということで、区分のEとFにつきまして配布しております。

そして、最後に資料5が前回の検討連絡会議の開催概要になっております。

本日の配布資料は以上でございます。

辻山座長 ありがとうございます。

資料はそろっておりますでしょうか、よろしいですね。

それでは、失礼しました。

議題の1、中間報告会の実施結果について、お願いします。

事務局 それでは、事務局から中間報告会の実施結果について御報告させていただきます。

1月30日に開かれた中間報告会でございますが、参加総数につきましては150名の参加となりました。開催主催者を除きました来場者人数ですが、109名になっております。

その内訳としまして、区内在住者が64名、区外在住者が6名、議員の方及び区職員が39名となっております。

区内在住者の内訳としましては、町会関係が7名、地区協議会関係が23名、その他が34名となっております。

開催主催者につきましては、41名出席しております。

その内訳は、検討連絡会議委員及び区長、議長を含めまして21名、事務従事者として20名出席しております。

3番、当日の質疑応答につきましては、5つの御質問をいただいておりますけれども、その質疑応答につきましては、そちらの記載のとおり趣旨になっております。

続きまして、資料2をごらんください。

こちら先ほど御説明したとおり、当日の中間報告会に対する御意見、御感想ということで寄せられたものをすべてお配りしております。

意見、御感想というよりも、御提案といったものも後ろのほうについておりますけれども、そういうものも含めましてお配りしております。

資料1、資料2の説明につきましては、以上のとおりでございます。

辻山座長 ありがとうございます。

これについては何かございますか、感想でも何でもいいですが。
ちなみに、この御意見等を出された方の人数は何名ぐらい。

事務局 お配りしている意見等につきましては、20名の方の御意見をいただいております。
ありがとうございました。
どうぞ。

根本委員 今見て、自分の発言のところが気になるものだから見たら、2ページ目の一番上のところ、「間接民主主義の補完みたいな形で、区民参加してもらおう」というんじゃないで、直接民主主義の補完、補強みたいな形で私は言ったんだよね。意味違った。逆かな、間接民主主義の議会制民主主義の間接民主主義の制度だけれども、その補完としてだからいいのか。大変失礼しました。

辻山座長 中身はいい。

同様に私の発言の中で1カ所、自分でも何の意味だろうというのがあって、1ページの回答1の後半部分に「条文の中で、契約のようにうたっていくのか、日本国憲法のように前文でうたっていくのか」、この前段のほうがちよっと私は意味がとれなくて、自分で言っていて何ですけれども、時々私は滑舌が悪いものだから、聞き取りが違う言葉に聞き取られることがあるんですけども、これはどういう趣旨だろうなど。これは言っているのは、多分外国人とか教育とか子どもとか暮らしの問題などというような、大局的なことについての考え方をどうするかというくだりのところで述べているんだと思うんですね。区民の定義はこれで外国人を含めて議論をしているというのでいいので、どうでしょうか、何か。

藤牧委員 聞き取れなかった部分かと思いますが、たしか「社会契約」とかという、そういうようなニュアンスでおっしゃられたかとは思っています。ここは、条文の中でうたっていくのか、前文の中でうたっていくのかという考え方があるということをお答えしているの、あえて「契約のように」という言葉は、なくても十分意味が通じるのではないかというふうに思われますので、こちらのほうは。

辻山座長 どうぞ。

事務局 それでは、そのところは削除した形をとらせていただきます。

辻山座長 そのところというのはどのところ。

事務局 「契約のように」というところです。

辻山座長 了解しました。

じゃ、そのようにお願いいたします。

そのほかございますか。

御質問を出された方の中に回答を要求されている部分があると思いますけれども、それはどのようにいたしますか。

事務局 こちらの御意見の要旨の下の欄の削除した部分に、いただいた御意見については今後自治基本条例の検討に活かさせていただきますということで、ただし書きを入れてありますので、特に一つ一つ回答していくということは考えておりません。

辻山座長 そうですか。

そのほかはどうでしょうか。

じゃ、これはいいですかね。

寄せられた御意見等について、一度だけは目を通すと、2度、3度見ると腹が立ちますから。

これですね。男女じゃなくて老若共同参画社会と。

老若とか世代間とか、そういった観点を基本条例の中でどう考えていくかというようなこととして受けとめておけばいいでしょうかね。

僕は荻野さんという方を存じ上げないんですけども、知っておられる方ですか。

事務局 区民の方で何度か私どものほうにおいでになられて、この書面をお持ちになられている方です。特に学識経験者の方とか、そういうことではございません。

辻山座長 はい、わかりました。

それでは、これはそのようにして、中間報告会、一応終わりましたよということにいたしましょう。

それでは、次の大きなくくりで、各作業の方法とその分担について、その1、三者案の調整とその分担についてということで、これは副座長会議で御議論いただいたということですね。

それでは、提案をお願いします。

高野委員 前回、高野が御報告申し上げたので、今回も同じような形で報告させていただきます。

一応各区民、議会、行政で2名ずつ出て、三者で6名でやっていこうと。

それで、項目ごと6名でやっていくという考え方で、その項目はA区分、B区分、E区分という形で今想定しています。

ただし、作業的なことをまず考えなきゃいけないんですけども、一回このブルーのラインのこの部分で行政のほうで事務局のほうで整理してもらっていると、それに検討課題及び決定事項ということで、これがピンクの縦ラインのものが来て、これを参考にしながら次の段階で現行の流れの中で骨子案のたたきをつくっていきこうというふうな流れであります。だから、ある意味で皆さんから出てきて、まだまとまっていない青の縦の中でも、網かけがないところに関しては、特に進めていかなくて、網かけがかかった少しずつまとまりができるものに関してだけ進めていくということを考えています。

それで、あとは名称がないものですから、何とかという名前もちょっと考えていったほうがいいのではないかとこのように考えるのと、それからこの2名という中でも、今出ていますA、B、Eの区分を3パーティにするのか、あるいは1人がずっと全部やるのかというところがその話し合いなんですけど、この辺のところをちょっと皆さんとお諮りできたらというふうに考えています。

辻山座長 3パーティというのは、2人ずつ。

高野委員 Aは2、2、2で6人で、Bはまた違う人が同じ人がまた別にして、三者で、Eはまた三者で、これが6人丸々別でもいいし、代表の要するに6人の中で話し合いをして、1人だけ全部入っているとか、何とかとかと、いっぱいパターンがあると思うんですね。そういう意味での組み合わせは、各三者の中で決めていこうではないかということですね。

辻山座長 なるほど。

その場合には、複数の区分に入るとどなたかが入れなくなるということが起きませんか、2人ずつという制限になると。

高野委員 例えば、区分の項立てした部分のところの部分で、2人入って、例えば同日開催する可能性もあるやもしれないので、その部分を避けるのにはどうしたらいいかという部分を考慮すると、パーティが別にあったほうがいいかなというふうにも考えられると思います。

辻山座長 それと同時に、全体を通して見ていくという人がいてもいいということもあり得るわけね。

高野委員 そうです。

辻山座長 これはどうでしょうか。

根本委員 ここで平場で議論するので決めるということにしたんではたっけか。うちのほうは2、2、2で3グループですという話を申し上げました。既に議論して、だれか2人でずっとやるというのは負担がちょっと重いんじゃないかということで、メンバーも2人ずつ3組に分けてきました。

高野委員 議会のほうはそういう形できょう御報告があったので、区民のほうにはまだその辺の

話はまだしていませんので、一回持ち帰りまして、それで話し合いをみんなです。そういうことです。

辻山座長 それは2名の出し方はそれぞれの自治でよろしいということをご承知しておけばいいわけですね。

高野委員 はい、そうですね。

辻山座長 それはいいですね。

それでは、一度、事務局のほうにはこれまでの検討状況の中で、三者案に載せられるものの一覧みたいな、三者調整に載せられるものの一覧みたいな、ここで言うとA、B、Eということになりますか、今のところ。それは既に出ているのかもしれませんが。

事務局 現在、検討が進められているのは、今、座長からお話があったAとBとEの区分についてです。基本的には、条例の基本的考え方の基本理念、基本原則の部分以外を除いては、ある程度網かけをさせた形で並びかえをしたものを事務局として提示させていただいています。したがって、その対象範囲については基本的に網かけをされている部分について、それぞれ三者の検討で案を作成して示していただきたいというふうに考えております。

辻山座長 わかりました。あとはいつごろから始めるかということですが、それは調整をしていただいて。

高野委員 言い忘れた部分がありまして、今体系的に項立てして、それから見出しがあってという形をつくってきて、それで今これがこういうふうにとまとまって、この項目が項立ての部分ということと横のずっと同じような書式でやっていかないと、グループが違ったら書き方が違つかということも余り芳しくないで、一応せつかくこれはこういういいシートになっていますので、これをずっと継続して横に書いていけば、一発で見やすくなるという形をしていったほうがいいのではないかと提案です。

辻山座長 それはそういうことでよろしいですか。

あとはそれが出てきて、じゃ、そういうことで進めていただくことにいたしましょう。

それでは、次にいきますけれども、区民討議会の運営会の持ち方ということでしょうか。これは専門部会から提案ですか。

藤牧委員 それでは、区民討議会ですけれども、前回、また前々回のこの検討連絡会議の中で、区民討議会の概要につきましては、御了承いただいたところでございます。端的に言うと、公募という形で関心がおありの方が手を挙げて参加して討議をするというのが従来のパターンですが、むしろ無作為に区民、これは外国人も含んだ区民で18歳以上の方を無作為で1,200人抽出して、それらの方々に参加意向を伺って、参加したいという方にこの討議会で討議をいただくと、そういうことで現在この運営に当たる業者選定を2月15日号の広報で公募をして、3月1日締めということで、前回のときにプロポーザルの審査をしていただくメンバーとして座長、副座長ということで4名が選定されたところです。

この区民討議会の実際に実施する予定は5月の下旬の連続する2日間ということでございます。

この討議会の運営の仕方、テーマ設定とか、グループ分けをして、どんなような進行をして、どのような報告書にまとめるかというものを行うのがこの運営会の役割ということで、実際には業者が決定した後、当日までの間に通例ですと5回ぐらいはこの運営会でもんでいくという、そういうことでございます。

それで、きょうお話ししたいのは、この運営会のメンバーに三者それぞれから1名という負担が重いということなんかもありまして、2名ずつ出させていただいて、検討連絡会議のメンバーとしては6人この運営会に入ると。

それで、この運営会というのは第三者性が大切ですので、これは委託事業者が決まったらばの話なんです、そちらのほうからこういった市民討議会の専門的な学識のおありになる方や、あるいはこれまでこういった討議会の運営に相当な実績のある方などを4人程度御推薦いただいて、この4人とこの検討連絡会それぞれ2、2、2と合わせて10人が5月下旬の討議会の当日までに

5回程度討議会の運営方法、それから討議事項、テーマ設定などを準備していくと、こういうこととございます。

辻山座長 それでいいですか。

という提案をいただきました。

運営会のつくり方として、各部会から2名ずつ出て6名、それにこの運営について学識のある方、あるいは知識、経験のある方を4名推薦して、10人でやっていったらどうかと。何回と言いましたっけ、5回ぐらいは必要だと。

藤牧委員 5回ぐらいは通例必要だというふうに、そういう物の本とか、いろいろなことを御参考にさせていただくと。

辻山座長 どうですかね。

どうぞ。

高野委員 先日、区民検討会議のほうにおいて報告しました。そのときに、区民討議会、この件についてちょっと話し合いをしようよということが出まして、次回その話し合いをしていきたいというふうに思っています。

辻山座長 いいですね。

やはりどんな位置づけでやるのかとかということがありますので、これは4人とかというのは、そんなにたくさん要るんですか、だれか、三、四人はめどが立っているとかというか、頭に浮かぶ人とかという。

事務局 今たとえて4人という話をしましたけれども、これは委託業者のほうでそういう専門的な人たちで過去に経験のある人たちを集めてくるということで、検討連絡会議で選ぶということではないです。

辻山座長 なるほど、なるほど、わかりました。

どうぞ。

根本委員 イメージを共通にしておいたほうがいいなと思うんですけども、区民討議会だとかこの前も東京新聞かな、何かに載っていた熟議だとかというのは、サイレントマジョリティだとか、そういう声をどう我々がつかんでいくのかということで、無作為抽出の中から選ばれた方の中での忌憚のない議論をしてもらって、率直な意見をつかもうということになるわけでしょう。だから、それでその5回だ、10回だという話は、通常で言うと8カ月準備にかかるかと言っているわけけれども、我々は今3月にその準備をして、2月15日から3月1日まで募集して、そこからプロポーザルで決めて、3月下旬から今度5月の下旬まで準備して、下旬にはもう実施する、2日間ぐらいで実施するということになると、そういう我々流の区民討議会というふうに考えて、5月の下旬の2日間で最も区民の皆さんがそこへおいでいただいた区民の皆さんが意見を出し合えるような形を委託業者と我々が6人で協力し合って準備していくことなわけでしょう。

だから、5回だとか何とかだとかということは余り考えないで、あるいは通常8カ月かかるなとかというんじゃなくて、今から初めて5月下旬に最大にそういうことを努力しようということの業者だというふうに思うんだよね、必要なのは。形がいろいろ、いろいろ立派でございますという話じゃないと思うんですね。

ということで、お互いにやったことのない区民討議会というものをやろうということなんだということでもいいわけでしょう、提案者のほうは。

藤牧委員 そうですね。5回といたら、必ず5回やらなきゃいけないとか、そういうことではありませぬので。

根本委員 形でこういうのじゃなくて、5月下旬までにそういうことを1回実施しようということですよ。

我々のほうの6人というのは、だからそのときに提案者として何を議論してもらおうのかというのを議論して提案すればいいわけだね。運営するのは、委託された第三者機関が運営して、い

ろいろな人の意見を吸い上げもらうということになるわけでしょう。

以上です。

辻山座長 そういうことでいいですかね。だんだん2名ずつ素案をつくるとか、今度はまた2名ずつ出すとか、仕事がふえているなどと思いますけれども、頑張っていたきたいと思いますが。

藤牧委員 それで、補足でよろしいでしょうか。

それで、この区民討議会の場所なんですけど、連続して2日間というところがかなり厳しくて、前回のときに御提案いただきました区議会の大会議室を想定しています。

それで、テーブル数だとか物理的なキャパから言いますと、6人1グループで10グループがどうしても最大になりますので、1,200人の方に無作為で御通知を差し上げるんですが、ちょうど60人ぐらいにおさまってくれるといいんですが、場合によっては60人を超えた場合には、抽選なりで、そのことは御通知の際にはきちんとしておこうと思うんですが、そういうことも御了承をいただけたらというふうに思っております。

辻山座長 物理的な問題はありますので、60人が満たされることをむしろ望むくらいで、でも2%という割合と楽かなという気はしますよね。5%か、いい線か。回答率のいいところでは8%とかという報告もありますから、それではそのように準備を進めていくということにいたします。

それで、区民討議会はそれでいいですかね。

どうぞ。

井上委員 この区民討議会についてなんですけれども、区民討議会のこの条例の検討過程における位置づけですとか、その区民討議会で得られた区民の声を実際に具体的にどう扱っていくのか、どう反映させていくのかということをお話していただくものかと思っておりますけれども、そういった話し合いがないまま、こうして具体的にどんどん、どんどん進んでいってしまっていることにすごく違和感があるんですけれども、そういったことを話し合っていく中で、もしかしたら、例えば実は区民討議会は必要じゃないというような結論にもたどり着く可能性があるんじゃないかというふうにも懸念しているんですけれども、いかがなんでしょうか。

辻山座長 いかがなんでしょうか、そもそも論になってきましたけれども。

どうぞ。

久保委員 今回の意見は僕は賛成です。それだけです。

辻山座長 そうですか、それはどの意味でですか、ちゃんと議論しましょうと、やるのであれば。

久保委員 どういうふうに扱うかというのを今きちっと位置づけてやらないと、これはこれだけの初めてのことでありますから、もったいないですよ。だから、それはすぐにでもその意見はそれぞれ三者がすべきだし、あるいはそれが時間がないなら、ここですべきだと思っています。

辻山座長 どうぞ。

あざみ委員 私は前にも言ったような気がするんですけれども、討議会でいただいた意見とこの後議論するアンケートでいただいた意見と先日やったときのこの意見、それからもう一つありましたよね。懇談会の意見と大きく4つあって、それをどういうふうに取り上げるかというのは、一緒に考えたほうがいいと思うんですよ。同列に考えるのか、それともこれは非常に重い意見として討議会の意見はいただくということにするのか、そのほかとの相対的な意味でも議論したほうがいいです。

辻山座長 そうですね。

いかがですか。

どうぞ。

齊藤委員 井上さんがすごく心配しているのは、この間うちのほうの区民検討会議のときに、ち

ようど終わる間にこの区民討議会の話がある人から出てきたんですね。この区民討議会の意見と我々やっている区民検討会議の意見は、もし違う意見だったらどうするのかという意見が出まして、我々もその運営会のほうで、じゃ、これからちょっと一回話し合いをしなくちゃいけないですかねというところで、先ほど高野さんがそういうふうには話していたわけなんですけれども、ですから本当はこの三者の会議のときにある程度方向づけをしてもらったほうが我々としても区民検討会議のほうに話しやすいというのはあるので、ぜひ井上さんが一生懸命今心配しているところを言ってくれたので、やっていただければと思いますので。

辻山座長 どうぞ。

久保委員 今の意見ですけれども、あざみさんが言われるように4つの方面から意見が来る。これを4、3、2、1の割合でとるといようなものではなくて、この4つの意見はすべてどこに重きを置くかは19人のこの場の人から自分の頭の中、自分の腹の中で決めることで、最初からどこに重きを置くのではない。少なくともこの4つの方向から来る意見を19人がどうとるか、それをきちっと決めておけば僕はいいんだと思っています。

以上です。

辻山座長 いかがですか。

いろいろな意見が出されるでしょうけれども、それを反映して、例えば条文に言葉を載せるとか、あるいは言葉を変更するとかというようなことは、ここの責任であるという、それ以外はないような気もするんですが、その問題は一つ加えておいたほうがいいのは、多分区のルールといえましょうか、これはパブリックコメントをかけますか、そうするとパブリックコメントで寄せられる意見も同様に考えておかなきゃいけないんですね。このようなたくさんの方の手法を駆使して、できるだけ多様な意見を聞こうと、あるいはこれらの機会を利用して広報をするという側面もあるわけですが、このうち区民討議会については相当早い時期のスケジュールから出ていて、ああ、やるんだなと。私自身も実際の場に立ち会ったことがないので、推進されている篠藤さんという方は古いお友達なんですけれども、なかなか秘伝らしくて余り教えてもらえないといいたいまいしょうか、というので、意欲的だなと私はちょっと受けとめただけで、それでどうするのという議論を実は確かにしませんでしたね。

どうぞ。

土屋委員 先日の区民検討会議というか、運営会のときに心配されたという事項がせっかくここまで自治条例をつくってきたのに、区民討議会でこれは要らないぞと言われたらどうするんだというところで、そうか、それは討議会をどういうふうにするのか、どのくらい重きを置くのかというのを考えなきゃいけないねという話になったんですね。

でも、まだそれはちょっと区民検討会議のほうで全体では皆さんに聞いてないので、結論を出すのは難しいんですけれども、先ほど斉藤委員がおっしゃったように、区民検討会議のほうに持ち帰るのであれば、持ち帰って話し合わなきゃいけない事項なので、ある程度皆さんどんなふうにお考えなのかなということをお聞かせ願えれば、本当にこちらは話し合いをしやすいのかなと思います。実際、そういうことが起こり得るのかなと心配しております。

辻山座長 どうぞ。

樋口委員 私もそんなに詳しく勉強しているわけではありませんので、わからない部分がたくさんありますけれども、少しいろいろなところの情報が少しは聞いているつもりなんですけれども、このねらいは先ほどから出ているように、必ずしも関心を持ってない人たちにもいわゆる市民参加の手法としていつもやると同じようなメンバーが出てくるというように、だんだん市民参加というものが浸透してくればくるほど、そういうような弊害ではないですけれども、よく言われる金太郎あめだという、そういうような状況がある中で、もっと幅広く意見を聞く参加の形態として、ここ何年間かあちこちの自治体であらわれ始めた手法だと理解していますけれども、篠藤先生がやっぴらっしゃる。

多分、普通、市民討議会と言われているそれで、そこでの結論を出すという場ではなくて、いろいろな意見を聞くという、そういう場と聞いております。理解しているんですね。

ですから、ここで話し合われたことがまた違ったところで区民討議会の一つの大きな統一された意見としてそこに出てくるということは、多分ないというふうに私なんかは思っていて、です

からこの市民討議会というのは、非常に推進する人とその実効性については疑問を持っている人たちもいたり、またまだその手法が洗練されたというか、完成されたものでないという中で、今少しあちこちで行われてきているものだと思いますので、そういう意味では限界もあり、また問題もあることということ踏まえながら、新しい市民参加の一つの方法として、この新宿区のこの自治基本条例でやるというふうを考えておいたほうが有意義ではここに過大な期待をすれば、また大きな危惧を感じるとかというものではないんじゃないかなと思っているんですけども。

辻山座長 その点についての了解は結構大事なことで、準備会で進め方のプランをつくるときに、最後に決をとりますよなんて言ったらこれになってしまいますので、だから最終的な多数意見がどこにあるかということを確認するわけではないのだよというような幾つかの了解事項は必要だという気はしますね。

それと、よく言われるように、これは決定への参加というふうには位置づけられないんだ。決定への圧力というふうには受け付けないで、決定についての参照というようなことがシノハラ先生の市民の政治学では、決定しない民主主義というような、あるいは決定しない参加の回路とかというような位置付けで言われていると思いますが、ただもちろんそれだったらやる意味ないじゃないかという意見も当然あり得るわけで。

どうぞ。

野尻委員 新宿の憲法と言われる自治基本条例をつくる上では、本当に細やかに区民の声を聞くべきだと思うんですね。その方法としての一つの手段、区民討議会もその一つだと思います。

過去にも基本構想のときも、本当に細やかにパブリックコメントやアンケートがありました。それに対して、また本当にきちんとした回答もいただいて、区民の声とまたその回答という形で資料も届いているんですね。ですから、そういう丁寧な方法で進めたいんですね。ただ意見を聞きっぱなしではなくて、それについてまた回答してあげるといって、そういう姿勢で意見を聞いていきたいと思います。

辻山座長 そうですね。そういう意味では、市民討議会というのがその会のまとまった意見を突きつけてくるという性質ではないので、多分応答というようなことが義務づけられているかどうかというのは疑問なんですけれども、それ以外の件について署名入りで提案されたものなどについては、採用できないのであればできないというような応答をちゃんとしていくというのが丁寧なやり方だと思うんですね。それをどれぐらいやっていける体制をつくれるかというのは、結構私たちの時間配分の問題とかも含めて、考えておかなきゃいけませんね。

どうぞ。

久保委員 この問題の一番は、僕らは360度から意見を聞きたいと、新宿の憲法をつくるんだから、素案をつくるんだから。しかし、どうやっても360度は無理だと、ある箇所はあいているところ、これも僕らは絶対カバーしたいんだという思いでやるんだということきちっと位置づけて、それは聞く手段でしかないことは事実だけれども、問題は日当が出るんです。ここに問題が出てくると思うんです。何でここだけがあれだけのそれなりの日当が出るんだと、そのときの僕らは理論づけをきちっとしておかないと説明がつかなくなるという、そういう意味でも僕は井上さんが言われたことが大事だと思っているんですよ。これに理論づけを僕らは持ってなきゃいけない。なぜ日当があんなに出るんだと、それは穴を埋めるためには絶対に必要な費用なんだというふうに分かってもらわなかったら、僕はこの問題は批判が出るんじゃないかと思ってしまうけれども。

辻山座長 日当が出るということもそういう方向ですよ、多分組み立ては。もともとがあれは例えばアメリカの陪審制だとかというようなことの参考にしてでき上がっているんで、日本の裁判員制度も出さざるとうようなことなんです、しかし多くの市民参加というのが別に日当があってやってない場合のほうが多いわけで、それとの関係から言うと、何らかの説明の言葉が必要かもしれませんね。

圧倒的に違うのは、こちらの要請で、もし時間があって、その気があれば来てくれないかという呼び出し方みたいになっているというのが一つあるかなという気はするんですね。そこは大変難しいところですね。

先ほど来出ているサイレントマジョリティということを見ると、仕事があって来られないという人々をどうやってその場にお招きするかという方法論としてはあり得るんだろうということですね。そういう説明責任を果たしながら、きつい説明責任を果たしながらでも、市民討議会、おっしゃった何度か知らないけれども、一部分の角度があいているぞというところは埋めたいという、そういう位置づけでやってみようということでもいいですかね。
どうぞ。

高野委員 話を戻すようで申しわけないんですけども、今まで地域懇談会という形でいろいろな試みをしてきて、その扱いは今まで我々は携わったことがないので、行政がどういう形でそれを活用していったのか、あるいはパブリックコメントで、これからも我々もパブリックコメントのやり方をもう一回制度を見直してよという部分もあるので、そうするとパブリックコメントでの出た意見をどういう形で整理してきたのかとか、それからその区民アンケートに関しても、上げてきた整理をどういうふうな形でやっていくのか、これはまた新たに出てきたことが前の3つ申し上げた中の整理している中身がよくわからないで、とりあえず4つ目をやってみようかという話はちょっと今さらながら言うと恐縮なんですけれども、ちょっともう一回考え直したほうがいいんじゃないという部分は本音があります。

ただ、それは - 方向じゃなくてプラス方向で結局そういう区民の意見の意識というか、それを集約していくための方法論として、それをどういうふうに位置づけていくのかということは今しゃべったほうがいいと思うので、その位置づけをきちっとすれば、これははっきりこういうことだからと位置づけが見えてくれば、そうするとおのずとさっきの費用の話ばかりではないんですが、その部分もうなずけてくるのかなというふうな部分ではないかというふうに、逆にそれにあわせて区民の意識調査しているけれども、じゃ、我々今区民検討しているメンバーが今こういうふうに変な時間を使いながらやって討議していて、それでやっとまとめた話をどういうぐあいにこれからその意見を集約してまとめていくのかという方向性、指針とか、そういうのが全く出ないで、これでやるよということになると、おい、ちょっと待てよということで、みんな恐縮なんですけれども、余り行政とよく話してないから、情報が余りないので、違った方向性でちょっとまたうそついて区民を使って何とかという話をしだすところが目に見えてくるので、その部分をだから明確にしたいというふうに考えています。

辻山座長 ここはちょっとほかのところと事情が違って、つまり俗に言う手を挙げたり、足を運んだりして積極的に参加する人たちで市民の委員会なんかできたりしますよね。この人たちはその市民全体を代表してはいないんですよ。

じゃ、どうやったら代表制に近づけるかということ、そんな方法は余りなくて、せめて日常的なやりとり、フォーラムを開いたりとか、説明会をいっぱいやったり、御意見を聞く会を持ったりしながら、半歩ぐらいずつ近づいていこう。

一方、議会のほうは初めから選挙で選ばれておりますので、ある種の代表制があって、私は個人的には議会への市民参加とか議会への区民参加というのは語彙矛盾だと、こう言っているんですね。それは投票によって信託行為が行われているはずだから、あとはまさにそれはどのような中身の信託であったかということは、議会の中で議論することだ。それ以外の参加は陳情に等しいというようなことをずっと言ってきたんですけども、最近ちょっと少数派になっているんですけども、そういうような意味ではどのような人々の声をきちっと受けとめれば、より全体を代表するようなものに近づいていくと考えるか、そもそも代表なんかじゃないんだと、一応私たちの意見はまとめて出してみたいけれども、それを例えば選挙で選ばれた議会とたたき合わせることで、ある種の正当化を図るというような道でいくのか、でも世の中はそんな理屈どおりにはいかないで、まさに半歩でも、1.5歩でも区民話代表する正当性のような色彩を帯びていこうという努力も捨てるわけにはいかないだろうなと。これは設定されているのは、すべてそういうことだと思うんですよ、報告会にしても、アンケートにしても、懇談会にしても。この討議会の場合には、その中でも特に呼びかけても来られないという参加の状況をどうやって打開するかという問題意識から多分出てきたんだろうと思うのですが、どうぞ。

あざみ委員 私はその手法として討議会というのはありだと思うんです、今のずっと議論を聞いていても。

ただ、受けとめる数だったり方角だったりが多様だということでのそういうメリットはあるんですけども、その受けとめ方というんでしょうか、どういうふうに受けとめるのかということ例えば今までだったら行政がパブリックコメントをやって、パブリックコメントに丁寧に答え

はしているんですけども、それを受けとめるか、要するに取り入れるか、取り入れないかの基準というのは本当に行政がそれぞれにまたある意味所管ごとに考えて、受け取っていたわけですよ。それを今度三者で受け取るわけですから、受け取り方の基準みたいなのは、どうしたらいいのかなというのは、この意見がありました。この意見を条文に反映させたいと私が思っても、行政はそうじゃなかったり、そちらはいろいろな思いがあったりというふうに例えばなりますよね。それをどうしたらいいんだろう、すごく大変な作業だなという。

辻山座長 それは今まで私たちがここでやってたのと同じ場所へ戻るわけです。

あざみ委員 そうなんですよ。同じことをやらなきゃいけなくなりますよね。そうすると、いただいた数だけ時間がかかるなというのはあります。

辻山座長 どうぞ。

久保委員 藤牧委員にお伺いしたいんですけども、この区民討議会というのは藤牧委員が責任者である自治創造研究所という新宿区の中にある組織のほうから矢が飛んできたことは事実なんだ。それだけに、この討議会という……。

藤牧委員 自治創造研究所から矢が飛んできたというのがちょっと私は理解できないんですが、自治創造研究所でやっているテーマは全然違います。

久保委員 それで、それだったら一応行政の責任者として伺いたいんですけども、この区民討議会の位置づけは何かと言われたら、さっきから言われているように、サイレントマジョリティと言われる部分の意見をどうしても聞きたいと、それがないと360度カバーしたことになるからというのはそのとおりなだけけれども、さっき言ったようになぜサイレントマジョリティという欠けている部分からの意見聴取は大事だけれども、その部分だけ日当を出すんですかという区民からの声には、どういうふうな位置づけをしているのか、もしあったら、なかったらまた6人で検討した結果を教えてください。何でその部分だけはお金を墮するんですかと単純に聞かれると僕は思います。それについての御見解があったら教えてほしいんです。

辻山座長 どうぞ。

藤牧委員 前提として、この自治基本条例の検討過程そのものの取り組みが自治そのもののそういう一つの形をあらわしていくという、こういう位置づけが一つあったと思うんですね。これは検討連絡会議を立ち上げる際にもそういうような認識があって、それで区民の代表の方にも御参画いただいて、この検討連絡会議が核となって骨子案をつくっていったりして制定に持っていくこと。その過程の中での自治ということになれば、市民参加というのが一番大きなキーワードになるわけですから、そのやり方も極力いろいろな種類から参加を得るような、そういうチャンネルというんですか、手法を極力とっていききたいというような流れの中から、この市民討議会という方式を採用する。そういうことにこれは前からというか、そういうふうになったと思うんですね。

日当を払うというのは、先ほど座長がいみじくも整理していただいた言い方、つまりそここのころにはこれだけのコストをかけないと、それはアンケートでもコストはかかるわけです。答える人は何もありませんけれども、それからあとこうした検討連絡会議に御参加いただいている。あるいは区民検討会議に御参加いただいている方についても、何らかのそういうコストをかけて、コストをかけるというとちょっと失礼な言い方ですけども、その辺についてはこの検討連絡会議が立ち上げた時点から結構議論になったところだというふうに私は思っています、つまり参加にはそれなりのコストが必要だと、だれが負担するというのはありますけれども、総体としてはコストがかかるのではないかと、そういう認識でいます。

こちらには日当が出て、こっちには出ないというような部分については、私どもは統一した見解というか、こうだからというのを明確に、今説明したようなことが一つの理由というふうにはとらえていますけれども、それ以外にもこういうことがあるんじゃないか、そんなのはおかしいというのは、議論をいろいろしていかなきゃいけないことだろうなというふうに思っています。

辻山座長 どうぞ。

山田委員 市民討議会は我々も初めての経験ですから、なかなかわかりにくいところがあるんですけども、ただ今まで何度かいろいろなところでやっているわけですね、青年商工会議所だかを中心に。ああいうのを見たり、本を読んでみたりすると、今まで議論があったような、そういうねらいが基本的にあるんだというふうに思うんですよ。

私はそこは今まで行政もほかの団体もそうだと思うんですけども、なかなか目が行ってなかったということで、私はそういう点ではこの市民討議会、ドイツでそもそも発足した制度ですけども、これについてはぜひやるべきだというふうに思っています。

それから、費用の問題ですけども、市民討議会には必ず費用は払わなきゃだめだということは、別にどこで決まっているわけじゃないんですよ。ただ、制度的にそうするということが新宿もそうしましょうということになっているわけですけども、座長がさっき言われたように、どちらかというとならざるを得ない自主的に参加をしてもらうだけですけども、どちらかというをお願いをするという、そういう色彩が非常に強いわけですよ。

それから、一定程度主催者側の方で日程を設定をして、それで今度は2日間ということですけども、2日間日程を設定をして、相当拘束時間も長いんだよね、市民討議会の場合は。そういう会議の性格からして、私は参加する人については、額はとにかくとして、それ相当の費用負担というのはやむを得ない、すべきじゃないかというふうに思っています。

それから、市民討議会で議論したことをどういうふうに受けとめるのかということですけども、それはまさにこれは座長が言われたように、懇談会とかパブリックコメントとかアンケートとかという、そういう扱いで私は基本的にはいいんだというふうに思うんですよ。最終的に我々はいろいろな討議会を含めて市民の声を参考にし、活かせるところは活かしたいというふうに思いますけれども、最終的に決めるのは我々なんだよね。だから、我々の決定の参考にするという、そういう扱い、位置づけで私はいいと思います。

辻山座長 ほかに御意見ございますか。
どうぞ。

高野委員 この運営方法の中で、参加者は各班から発表された意見等に対して投票を行い、参加者の意見を集約するというふうな文言があるんですね。

そうすると、今まで投票というか、決をとったことはありませんので、その辺の部分で投票をして決めてくるということは、それだけのものの重さを感じ取らなきゃいけないのでしょうか、それとも逆に方法論じゃなくて、さっき言いたかったことと同じように、それをどういうふうにかっちが受け取るかということだけ決めておけばいいということなんでしょうか。

辻山座長 今のは市民討議会の話ですか。

高野委員 そう。

辻山座長 それは、だから運営会で決はとらないんだということを決めるか、それともその総体としての意見はどっちにウエートがかかっているのか知りたいから、決をとるんだというか、その設計によると思うんです。ただ、これまでの例で言うと、決をとるというのは結構少ないだろうというふうに思いますよね。

どうぞ。

根本委員 私もこれで言うと、そうとれるんですよ。だけれども、さっき言ったように準備も含めて形式じゃなくて、2日間にわたって指名された人たちにおいでいただいて、じっくり議論してもらって、区民の皆さんの平均的な意見を何とかつかみたいということなわけでしょう。だから、できるだけ話しやすいような、7時間こうやってこういうところにいる、6人でずっとこうやっていたらしゃべるのも嫌になっちゃうでしょう。

だから、雰囲気もしゃべりやすくして、そして自治基本条例なんて何だかわからないけれども、とりあえず日当6,000円で行ってみるかという話から始まって、そういうことなのかということになって、だんだんそれならばということで2日間やってみて、裁判員制度と同じで、終わってみたら、最初は嫌だったけれども、勉強になったという話で、全体が我々もその中から提案者として行って、こういう意見なのかということをつかまれるようなことを考えることだと、その準備は、だからこれで募集要項というふうにじゃなくて、まさに青年会議所かどこかわからないけれども、市民討議会の経験があるところでそういうことを引き出せるようなところをプロポーザル

で我々が選んでいくということで、この中身についてはそこにゆだねていくというか、準備の過程でそういうふうにしていけばいいんじゃないかと思うんだよね。だから、これはとりあえずモデルとして書いたという話でしょう。と思っているんだけど。

藤牧委員 まさにおっしゃるとおりで、これはよくあるパターンというような意味でお示ししてございます。ここである投票というのは、出された意見が相当数たくさんあって、グループごとにまとまった意見があって、それについてどの程度みんながそれに強い思いがあるのかみたいな、そういうウエートづけをするという意味の投票というふうなイメージです。

ですから、この意見について賛成か反対か、この意見を取り入れることについて決をとるといような性格のものじゃなくて、ちょっと投票というのは語弊があったんですけども、重みづけみたいな、こういう意見について最終的にグループごとに発表してもらって、それをまとめるときに、一種のアンケートと言ったらアンケートみたいなものだと思うんですけども、それについて私は非常にそのとおりだと思うという人が大体何%ぐらいかというのを整理することによって、いろいろな意見が多分出ると思うんですけども、どんな意見が強かったのか、比較的どんな意見は少数ではあっても、今まで考えられなかったような意見があったかというのを全体として参考にするという、そういう意味合いで行われているケースがあるということで載せました。

辻山座長 どうぞ。

小松委員 私はレベルの低い話になるんですけども、参考にするという、本当そういうのはよくわかります。全然別個で、さっきの久保さんのお話をしたようなもので、私も目の前にいらっしゃる6名の方と自分から進んでいっても、私が10の出張所に行って、ぜひ参加してくださいと説明に行って、それで手を挙げて賛同して、そして入ってきてくださった方々と無作為で選んで、そして来てくれる人とそこでこういうふうな区別というか、差別というか、お金の問題ですけども、違いがあるじゃないですか。

とても区民委員のほうから提案しないというか、疑問点をただしにくいという事柄ではあると思うんですけども、私も初めそんな余り思ってなかったんですけども、だんだん腹が立ってきて、何かおかしいんじゃないかしらという気が私たちはもともと議会としては、何度もそれは行政のほうに申し上げたことじゃないですか。それはできないことだということで、交通費ぐらいという、こういうお話で落ち着いて、そんなものかなんて思ったんですけども、先ほど藤牧委員がこちらの区民討議会が起こったときには、またいろいろを考へることもあるとかおっしゃいました。言わないですね。そういうのが動き出したときには、そういう事柄も考へていくというのは、区民討議会の方々に対してだけの意見ですか。費用の話、さっきちょっと何かそんなことをおっしゃった。

藤牧委員 私先ほど申し上げておいたのは、こういう市民参加、参加というのはそれ相応のコストが必要だろうという、そういう意味合いで、ただこの端的に言えば何で6,000円なのというところについては、いろいろと議論がある、そのことが議論ということであれば、きちんと説明できるような議論をしていかなきゃいけない、そういう意味で申し上げました。

小松委員 私が率直な疑問は、そちらの方々たちの何で6,000円なのじゃなくて、何でこちらの人たちはコストがかからないのというところなんです。何となく目の前にいらっしゃるものから、何となく目の前にいる人を見ながら、それはそういうものなんですか。本当に自分から手を挙げて、自治基本条例づくりに来ようと思を持っている人たちに何とかというと、そういう人たちにはお金を出すというのが私は余りこういう専門的なことをバッチをつけていて言ったらいけないと思うんですけども、何となくわからないんですけども。

藤牧委員 非常にそれは悩ましい話なんです。正直言って、そういうきちんとしたこういう場合には幾ら、こういう場合には幾らという、そういうものというのは実のところないんだと思うんです。ただ、何らかのそういう御礼と言うと失礼かもしれないんですけども、来ていただいているわけですから、表現がよくないかもしれないんですけども、だからそれについては何で6,000円なのというところについては、いろいろと議論をしなければいけない。区民検討会議の委員の方々への費用についても、これも相当な議論があったのは私も記憶にあります。

その前段に例えば基本構想のときに、300人ぐらいからなる区民会議とか、あるいは性格はちょ

っと違うかもしれませんが、都市マスタープランの地域別まちづくり方針を御検討いただいた各地区協議会、当時立ち上がったばかりでしたけれども、そういうようなこと、じゃ、例えば地域での説明会をやったときに、足を運んでいらっしゃった方々、そういう方々への謝礼をどういうふうに考えるのかということというのは、これは幾ら、これは幾らというのは、正直なところなかなか出にくいかなというのが率直な私の感想です。

辻山座長 どうぞ。

樋口委員 市民側からあれですけども、別に格好よく言うなんてことは全然思わないんですけども、ただ自分の意思で新宿区なり、そういったところに参加していこうというときには、報酬は求めないものだと思っています、私は。それに交通費をどうするかというのが区民会議のときは、あれは交通費もなくてやってましたよね。

それから、今回も何か最初は月一回ぐらいな感じだったのが今じゃ2回、3回という、何もいいですかとか、それについてここを増しますとか、そういうお話は全くないですし、でも乗りかかったものでこれをしていこうと思ったときには、それはお金がないからやめるというものではないというふうに私は思っています。

ただ、今回の区民討議会の方たちというのは、先ほど座長もおっしゃったように、そういう意思はない。でも、このことをよりよいものにつくっていくためには、そういう方たちの意見も必要なんだというところで、大体、市民討議会の場合はこういうお金が出るというふうになっているのが普通ですと思っています。だから、それは先ほど小松委員の御質問で言えば、そういうものですとお答えするようになるかと思っています。

辻山座長 それは茶々入れるわけじゃないけれども、この場で市民参加と経費の負担ということについて、憲法上の問題として話し合ってもいいですよ、それは。自治基本条例の中で原理原則を立てるということは可能かどうか。ケネディ大統領が当選した1963年に経済機会均等法という法律をつくったんですね。その中のアクションプログラムでは、市民参加は有償であるという原則を立てたんです。もちろん時代の背景があって、黒人がほとんど振り向かれないようなときでもありましたので、生活基盤を保障して、そして出てきて意見を言いなさいという、そういう条件を法律で保障していく。それをやったところには、連邦が珍しく補助金を出していくよみたいなことをやったということを学生時代に読みまして、そういうのも決めるのはここで決めたいんだ。

どうぞ。

土屋委員 報酬とか、そういうことに関して、区民検討会議のほうからどなたかからもそういう意見も出ませんし、今度の区民討議会でお金が支払われるということに関して、私たちはそうなんだなというぐらいで、特に深くは考えていないのが事実だと思います。

ちょっと話を戻してもよろしいですか。

辻山座長 そうですね、そろそろ。

土屋委員 先ほど高野さんがちらっとおっしゃったんですけども、今まで区民討議会の大体位置づけというか、どういう人たちを対象にしてやるかということもよくわかったんですけども、今まで行ってきたいろいろなことに対してのパブリックコメントとか地域懇談会、あと区民アンケートとかの結果がどう行政で今までどう活かしてきたのかということをお伺いしたいと思います。

それで、今までつくってきたそのせっかくつくったものに、例えばパブリックコメントなり区民アンケートで反対意見が出たとき、参考にしますだけで終わったのか、それとも物すごく強い声があったから、それは違うものにつくりかえたとか、そういうことがかつてあったのかどうか、あといい意見だからそれを加えて、何か違うというか、変わったとか、そういうことがあったのかどうかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

辻山座長 どうですか。

藤牧委員 これはそれぞれ先ほどあざみ委員がおっしゃるように、それぞれ所管ごとによっていろいろと、反映度がこの部署は全くそんなものを無視してやるよとか、そういう意味で言ってい

るんじゃないくて、ケースがそれぞれ違っているという意味で、どうですか。

辻山座長 どうぞ。

折戸委員 私なんかはまちづくりをやっているんで、そういうパブリックコメントなんかやることが多いんですけども、新宿のパブリックコメントのいいところは、いただいた意見に回答を全部つけているんです。いただいた意見をそのままにするんじゃないくて、いただいた意見に回答をつけています。ですから、この意見はこういうふうに反映しました。この意見は参考としていただきましたとか、そういうことで全部お返ししていますので、中には確かに全然正反対な意見で参考にしましたということと反映しないのがありますが、そのことによって例えば条文だとか、直して取り入れました。その趣旨を取り入れましたとか、趣旨を取り入れたものだとか、全部段階にどういうふうに対応したか公表して、それも全部公表していますから、そういう意味ではかなり透明度が高くて、だからそういう意味ではそれなりの効果は発揮しているのではないかと考えていますけれども。

高野委員 少しけんかを売りたいんですけども、例えばパブリックコメントでも区長印を押してくださいという形になってお願いして、そういう形でルートで出すと、ちゃんとどっちにしろ答えているのは区長は恐らく目を通されていると思いますけれども、各部署で書かれたものでちゃんと返ってきますよね。それを今度特別出張所経由でファクスか何かで送ると、返事が2カ月、3カ月平気でおくれてきますから、こっちが催促すると、ついでみたいな形で部長の名前で、全く意味を解しないような返答が返ってきたり、それからありがとうございます。これは本当に参考にさせていただきたいと思いますとかと温かい言葉はいただくんですけども、どこに反映するかも全く御指示というか、ないとか、だからそういうのがあるので、基本的に。だから、さっきちゃんと言えばよかったんですけども、オブラートでちょっと言ってしまったからいけないんですけども、その一個一個の懇談会をやっても、懇談会、ここにも書いてありますけれども、こんな回数でいいのかという部分を指摘もあったり、そうすると回数だけじゃなくて、その懇談会の意見反映をどうするのかということとやらなきゃいけないですよ。

この間山田委員からありましたけれども、四ッ谷では公共施設のことを3回ほど今説明会をやっています。それを必ず答えを出せということで、申しわけないんですけども、生意気な言い方をして、書きますということで、総合政策部の行政管理課のほうから出していただけるということを期待してあるんですけども、その辺のまとめをだからどういう形でこれから反映していくのかとかということとをきちっとやっていただける方向であれば、この今のこの区民討議会においても、その部分がただ強力な意見なのか、どうやって反映させるのかという部分も明確になってくるのではないかと、だからこのパブリックコメントだとか、こういういわゆる制度をもう一回見直してやりましょうよということと呼びかけているのはそこですということとを言いたかったと。

辻山座長 この意見集の中にも、ちゃんと……。

藤牧委員 ただいまのパブリックコメントの取り扱いなんですけど、これは区では政策経営会議のもとで、オーソライズして対外的に全部情報提供しています。そういう会議で全部オーソライズしています。パブリックコメントにかける前についても、そこに諮ってこれからパブリックコメントをこういう形でやりますというふうにやっています。

出張所あてのご要望なのか、通常の区長へのはがきという制度のお話のことなのかといろいろなチャンネルがあるんです。パブリックコメントに関しては、全部その政策経営会議で回答内容も含めてオーソライズしたものをを出してしまっていて、ファクスで送られてこようが、いろいろな形で送られてくるのも全部そこに上がってオーソライズして出しています。これは、そのことをおっしゃられているのか、ちょっと私わからなかったんですけど、そういうことは事実やっておりますので。

辻山座長 僕が今言おうとしたのは、この中間報告会の意見の中にもあるんですけども、重要なものはちゃんと社会実験をやって、意味があるのかどうか確かめながらやったほうがいざとあって、実は今僕たちがこの市民討議会とかアンケートだとか、いろいろなことを仕掛けているわけですけども、これは僕たちが社会実験されているわけですよ。つまりもしそのようにして聞き置くだけのような仕組みになって、運用になっているんだったら、基本条例をつくって、そ

れがただせるのかどうかということが問われるわけですよ。

だから、今回いろいろなことをやるにしても、それをこの場でどう受けとめて処理をしたのかということが実は基本条例の中に情報の共有とか公開とか参加とか言っているんだけど、言葉だけなのか、それとも基本条例をつくったことによって、参加した人たちにも手ごたえのある応答が可能になるのかというようなことが問われてくると。だから、これは今やる、やらないというだけではなくて、その扱いをめぐる基本条例のあり方という観点で考えていくということも必要ではなからうかと思ったんですけども。

久保委員 今言われたことは大事だと思うんです。僕は議員ですけども、同時に区民の1人なんです。その区民の1人として考えたときに、自分の陳情が必ずやらしてもらえればこんなにうれしいことはないけれども、やらしてもらえなくてもその回答さえあれば、それでも満足だというのがいっぱいあるんです。それだから、今言った問題というのは本当にこれから僕らが基本条例をつくるに当たって、その問題をきちっとしておかなかつたら、魂入れずになっちゃうと思います。今まで考えてもいなかったんですけども、そのとおりじゃないでしょうかね。どういうふうに答えるのか、自治基本条例の中で区民から出た意見にどういうふうに答えることが一番正しい政治のあり方かということも議論しておくべきだというふうに今思いました。

辻山座長 どうぞ。

高野委員 関連してなんですけれども、例えば今協働を語る意味ではないんですけども、例えば一つP D C Aという言葉とP D Sという言葉がありますが、プランを計画を立てるに当たっても、この計画を立てるに当たっても、じゃ、これは例えば行政がつくるにしても、どこの、要するに中央政府からの諮問でつくっているものなのか、あるいは行政が独自に考えたのか、それからあるいは区民からの発議で、それでその計画を考えたのかという中で、プランの中にもP D C Aがあると思うんですよ。だから、必ずその部分が一つこういう計画をするに当たって、こういうことで、だからこういうふうな方向性でやるから、だからそこに区民がそこに入ってくるというところで、初めて協働というのが見えてくると思うんですよ。

だから、それを今回こういう場でちょっとそういうルールというか、何か見えるような流れにしないと、自分たちがどこに立っているかもわからないで、ただいまだに協働しようよと言っていて、だから普通の区民の方は知らない方は行政にやらされているとか、さっきの費用の問題だとかというものがいっぱい出てくると思うんですよ。だから、その部分が明確にしていけば、そうするともっとこういうことでP D C Aも何しろPのP D C Aもあるし、Dの部分のP D C Aもあるわけだから、その部分をきちっとお互いにやっていかないと、この場でしか今言えないと思ったから、余計な知ったかぶりをして今言っていますけれども、ただその部分が一番言いたい部分だというふうに考えています。

辻山座長 どうぞ。

小松委員 ちょっと話がいろいろ高度になってきていますから、ちょっと整理させていただいて、さっき井上委員が提案した、まずこういういろいろ複雑な事柄が入ってくるにしても、この区民討議会をまずこの手法を取り入れるかどうかということは、この場で決めていかないといけないんじゃないかという提案に答えたのは、野尻委員と樋口委員だけだったかなと思うんですけども、そういうことがあっても、これはこの手法は取り入れるべしと野尻委員ははっきりおっしゃいましたよね。

というふうなことを井上委員はさっきいろいろ高度な問題、いろいろなことに展開していくんでしょうけれども、もっと根本的に自治基本条例づくりのこの三者検討連絡会議としては、それを入れるんですかと、そういうことが自分たちで決定しながら進めていくべきではないですかというさっき問題提起でしたよね。

野尻委員 取り入れる上で、これだけは肝に銘じなければいけないと思いますのは、今までは行政がパブリックコメントとかアンケート等に応答してくださいました。それを今回は三者というのは私たちも入るということ肝に銘じないと、これは開けないと思うんですよ。ですから、どこまで作業が大変なことになるか、事務方をしてくださっている行政に相当お力添えいただくことになるのは今までのとおりですけども、その辺も覚悟することだと思うんですよ。

あとまた話がちょっとそれますので、後にします。それだけです。

辻山座長 どうぞ。

久保委員 さっき魂の問題で終わっちゃったんだけど、僕は具体的に行政が区長が、あるいは行政に携わる区議会が説明責任のときは自分たちがなす政策の説明責任、あるいは関与する議会の説明責任だけを言っていたんだけど、区民の、あるいは住民の要望等に対する説明責任をきちっと義務化するなり、明確にするということが基本条例に入れば、そのことが回答になるのではないかと思ったんですけれども、違うんでしょうかね。

辻山座長 それは十分検討の余地ありというか、価値ある話ですよ。

久保委員 説明責任を明確にすればいいと思うんですよ。ただ聞きっぱなしで知らんというわけではなくて、それを義務化するような内容の基本条例にすれば、それに答える内容になるのじゃないかなと、違いませんか、高野さん。

辻山座長 提案のこれまでも、区民の提案権のようなことが上がっていましたよね。あれは提案しっぱなしという可能性もありますので、基本条例としてはどういうふうにそこを構えをするかという問題ですね。

どうでしょう、井上委員は大体ここで議論されたことで、どうやらやる意味があると考えているらしいと。

井上委員 お聞きしながら、自分の中で考え直して、少なくともこの自治基本条例については、ふだん例えばお仕事されていて出てこれないような方々の意見等もできるだけ先ほどの話で360度という言葉がありましたけれども、できるだけ幅広くすべてのあらゆる方向から意見を聞いていくということが必要なんだということを今確認していったんですけれども、私が疑問に思っていることで今それでも残っていることとしては、位置づけがそれでも明確になっていないというふうに感じていて、具体的には最初に申し上げましたけれども、そこで取り上げた意見を実際にどうするのかということについて、きちんと話しておく必要があるんじゃないかというふうに考えていまして、例えば今回の中間報告会でいただいた御意見、これをこれからどうするんだろうと思っているんですけれども、目を通して気がついたことをそれぞれの委員がこれからの議論に反映させていくという形で吸い上げていくという方法も例えばあるかと思うんですけれども、そういったように実際にここで区民討議会で出された意見を具体的にはどうやって吸い上げていくのかということについて、あいまいなままで進めていっていいのかなという思いがしています。

辻山座長 それは、僕が答えちゃっていいのかな。

つまり区民全体の代表としてここへ出てきているわけではないんだけど、一人ひとりがみずからのこれまでの生活の経験とか体験などを背景にして、1人の個人として責任ある言動をここで言うということが約束されているわけよね。だから、たくさんの意見の人たちがそうじゃないだろうと言っても、私は多数のそういう人たちの意見とは違う意見をここで述べたいということもあり、あの場であれだけたくさんの人たちがこっちの意見に賛成したじゃないか、ぜひそれを入れるべきだということもあり、そしてどうしましょうかというときに、ここで納得いくまで議論するということが一応答えといいましょうか、だからその人たちの願いが達成されるとは限らない。

井上委員 先ほど先生がおっしゃられていた決定についての参照という考え方をしていくということで、間違いはないということでもいいんですか。

辻山座長 と思うんですけれども、だって顔ぶれを見てごらんないよ。三十何人も全体を見てもそうだけれども、たくさんの条件の中で区民が生きていて、30万人生きていて、できるだけその人たちの平均的な声を実現していこうと考えた場合に、とてもじゃないけれども、このメンバーと区民検討会議のメンバーだけでは、それらの意見を反映し切れない。

井上委員 私自身はこれでいいと思っているんですけれども、それで合意されているのかということもきちんと確認して安心したかただけなので、お願いします。

久保委員 僕は区民討議会について、僕なりの位置づけは持っています。僕はサイレントマジョリティと言われる人たちの意見をどこでくみ上げるんだというのは、この10年間ずっと議会の中でも議論がありました。それは選ばれた区長並びに議員が自立的に、自主的に自分がサイレントマジョリティの意見だと思ったことを取り上げて、正しければこれがマジョリティの意見だよと言うしか今のところはないと僕は言い続けてきましたけれども、こういう区民討議会という手法がドイツあたりから入ってきて、これを取り入れようとなったときに、現在サイレントマジョリティと言われている部分のこれがどのぐらいかはわからないけれども、意見を取り入れるための唯一現在最大の方法がこれしかないんだというふうに僕は思ったです。

そして、これを取り入れなかったら、360度完成してないなら、取り入れ方に多少財政支出されてもやむを得ないと、何でかけるんだと、それならかける必要がないからやめてしまえという意見が出たら、僕はお金をかけてもやるべきだと、360度の努力を僕らはすべきだということで、区民の皆さんにその意見を僕は必ず月夜の晩でも闇夜でもその意見は出てくると思っています。絶対に出てきます。最後は何であそこだけ金をかけるんだと、そのときには僕はそういう思いで説明しちゃうと、金をかけても360度カバーするのが僕らの任務だと思いましたが、わかってくださいと、僕はこれしかないし、唯一最大の方式は今のところ討議会しかないんだというふうに思いました。

辻山座長 どうぞ。

佐原委員 いろいろな話を聞いて思うんですけども、この自治基本条例というのは、考えれば考えるほどわかりにくくて、奥が深くて、それから広くてということがあるんですけども、今お話の中に区民アンケートも取り入れる。それから、この間の中間報告の意見も取り入れる。それから、区民検討会議も取り入れる。それから、パブリックコメントも取り入れると。これはその場、その場で意見がその場にきた人、それからサイレントマジョリティという方も参加をしていくということで、恐らく四者四様よりもかなり多くの意見が出ると思うんです。それを確かに区民の皆さんは自分たちの思いがあるから、ここは通せという気持ちもあるでしょうし、それからまたサイレントマジョリティの方たちはそこをおれたちは出れないんだから、これはおれたちの考えで通せというような意見が恐らく出てくるんじゃないかと思うんですね。

そのときに、我々はどういうような立場でそれを解決していくかということ、このメンバーでちゃんとしっかり意見をいろいろな意見を聞いていかなきゃいけないと思うんですよね。そのときに、議会は議会は、区民は区民は、行政は行政はだけの考えでは、恐らくまとまるところはまとまりがつかなくなるんじゃないかと思うんですけれども、最大限の話し合いというか、検討でいいものをつくらなくちゃいけないということだと思えますよ。

そうすると、一つ一つの、一人ひとりの意見を聞いて、これもこれもといったら大変な、膨大な意見が出てくると思うんですよね。それはどこかで我々は考えていかなきゃいけないと、ここに難しさがあると思うんですよ。それを解決するには、どんな方法があるのかということをお聞きしたい。

辻山座長 どなたかありますか。

単純に言えば、ここで真剣に議論するしかないということですね。

どうぞ。

齊藤委員 区民討議会のまずテーマを設定しますよね。問題はこのテーマの設定、テーマでどの程度いろいろな意見が出てくるか、そのテーマによってはひょっとしたら我々と同じような意見でおさまるところもあるし、だからそのテーマがどういうものかまだ決まってないから、その区民討議会が荒れるか荒れないかというのが出てくるんじゃないかと思うんですけれども、その辺はテーマをつくるのはだれでしたっけ。

辻山座長 準備会。

齊藤委員 その辺が問題になってくるのかなというようなありますね。

辻山座長 そこはプロの知識ももらいながらやらないとね。

例えばどうなんでしょうね。自治基本条例というものを今つくっているんだけれども、あなた

にとって必要性は感じられるかどうかみたいなアンケートをしちゃうと、イエスかノーかになっちゃうでしょう。あなたにとって自治基本条例に託す夢は何でしょうかみたいなことをやるとか、きっとそういう知恵があるんだろうと思うんですね。そして、できるだけ本音の部分でどう見られているかというのを探し出して、そのところがプロと討議会での知恵の出し合いかなという気がしますね。
どうぞ。

齊藤委員 これは行政の方に聞きたいんですけども、一応今まで経験してきた業者の方がやられるという話を前回していたと思うんですけども、その業者の人たちが今までやってきた中で、討議会の内容が例えばめっちゃくちゃになっちゃったとか、それなりにうまくいったとかという、そういう実績というのは行政のほうで業者さんの実績というのはある程度つかんでいるんですか。

辻山座長 どうぞ。

藤牧委員 ある特定の業者ということではなくて、そういう実績のある業者さんが公募要件にしているということです。

それで、この辺のやつというのは、いろいろな研究報告とか、事例のようなものが出ていまして、報告書というの私も幾つか拝見させていただきました。それは業者からということじゃなくて、それで条例をテーマにしているというのは全く希有です。よくあるのは、そういう市に大きなコミュニティ施設とか図書館ができる、そういうのをどんなふうなデザインにしようとか、それからあとこれは市が主催しているというよりは、むしろ住民組織なり、そういうところが主催してやるようなテーマで、例えばリサイクルについて考えましようとか、そういうようなケースというのは割と多いです。条例をテーマにした市民討議会というのは、多分私の聞いている限りでは全くないです。

辻山座長 それは、実情は議会の審議に対する侵害だと思われるから手控えているんですよ。でも、この場合は議会自身が主催者の一部にいますので、かろうじて成り立つかという、僕が聞いているのでは、9・11のグラウンドゼロががれきになったあの跡をどう開発するかというので、すごい二百何名の討議会をやったそうですけれども、テーブルに全部コンピュータを置いてつないで、大画面で、基本コンセプトはそれを通じてでき上がったというふうに聞いていますけれども、そういうのは結構多いんでしょうね、計画とか政策とか立地とか。そういう意味では、また条例を区民討議会で扱うという前例のない話だから、知恵を出さなきゃしょうがないということですね。

根本委員 私はさっきから、いわゆる区民討議会、行政が一番最初に出したのとは違うというふうに思っているんですね。違うのは何かといたら、要するに最初に提案したときには半年、1年ぐらいかけてというイメージだったわけでしょう。だけれども、今はここまで来て、しかもそのときにはこういう三者検討連絡会議もそんなに煮詰まってきたというときでもないときに、ぽんとかいう案を出したわけだよね。だから、根底にあるのは、このほかにもう一つあるんですよ。3カ所で地域懇談会をもう一回やろうという案があるわけでしょう。そして、最後に答申までいく。だから、区民討議会だけじゃないんだよね、これからまたやっていかなきゃいけないのは。あと3回の地域懇談会というのを多分スケジュールに入っているじゃないですか。それで、いよいよそこで案を煮詰めようというところになるわけだよね。

そうすると、その一つの過程として、今まで手の届かなかったところの人たちに言って、それこそ日当もお支払いして、そして普通なら来なかったような人たちの意見なんか聞こうと、そこまで踏み込もうということなんだというふうに思うので、それは他部門に我々も通常なら二者検討の中で最後に議会が出て行って、そんなことを言ったって、住民投票なんておれは聞いてねえとか言って、議会が勝手にいろいろ修正したり何かするということ、そういうことには我々はしたくないというふうに思うし、一緒になって自治をつくっていこうというふうに、それが新宿方式で考えているんだと思うんですよ、議会が。

だから、要するに重要なことを決めるのにパブリックコメントもあるし、アンケートもやるし、いろいろやるけれども、区民討議会もやろうと、それはそういうことなんだということなんだと思うんです。だから、できるだけ来やすいような、抽出された人たちが来やすいような形、それから1日でも来たら嫌になっちゃったから、2日目は嫌だという話になりかねないわけでしょう、

うまくやらなかったら。だから、2日目ももっと本気になって来て勉強しようやとか、話し合おうというような過程を大事にしなくちゃいけないんだと思うんですよ。

だから、そのために今度我々がだれが準備会委員になるか、6人選んで議論していただかなくちゃいけないんだけど、そのためにどうするかという議論をやっていかないと、例えば我々も今多分どのテーマを区民討議会にかけたらいいいのかと、だれも自信を持って言えないので、私もわからない。どこかの業者さんが決まって、一緒に議論する中で、何か煮詰まってくるんじゃないかなという思いでいるんですよ。

だから、地域懇談会もやるけれども、地域懇談会もこの前の30日の中間報告会と同じで、来れる人に来てもらうという話になるわけでしょう。これだけが違うわけですよ。こっち側が来てくださいと、あなたに来てほしいんだということで指名していくわけだから、それをとにかく我々の区民参加の方式の一つとしてとにかくやってみようということなんだろうと思うんですよ。

だから、いわゆる何か形でできたパターン化された区民討議会の準備というんじゃないものをそれこそ新宿方式みたいな形で準備していただきたいし、準備していきいたいというふうに思うんですよ。

ということなんです、言いたいことは。

辻山座長 どうぞ。

野尻委員 区民委員としては、根本委員もおっしゃられましたけれども、条例ができる過程でも1人でも多くの区民の方にそういう参加できる場をつくりたいですね。同じ区民の同じ立場でいろいろな意見が出たら困るという話ではなくて、本当にこれだけの32名の区民ではなくて、もっともっと多くの区民の人たちと一緒にあって当たっていきいたいというのが本音なんですよ。

それから、あとはでき上がってしまってから条例ができましたよと啓発、啓蒙するのではなくて、その過程で骨子案という一つの形がありますね。よりわかりやすい形ですね。それをいろいろな場で提案することによって、それこそ条例というものを触れるチャンスが区民にとっては、より機会がふえるわけですね。だから、それはとても大切なことだと思うんです。

区民討議会については、準備会のほうでいい案を出してくださるものと信じているんですよ。ということです。

辻山座長 1つは、座長と副座長、4人でよい業者を選定するという責任があるということ、そのよい業者と運営会ですばらしいプランをつくるというのが次の6名の方たちの責任というか、お仕事ということになりますね。ぜひそこはそういうことで頑張ってみよう。

どうぞ。

久保委員 6人にはならないという保障があるので、希望しておきますけれども、これを3日も4日も1週間もかけたら来ないと思いますね。それだけ時間が、かといってこんな大事なのを三、四時間で決めてくれというのも難しい。だから、2日間で14時間という僕は考えたら、ちょっと気が遠くなるような14時間なんだけれども、この14時間をどれほど有効、本当に効率的な区民意見の活発な論議になるのかということを僕はこの討議会の最大の問題だと思っていますね。それを座長以下、副座長、そして6人の人たち、そしてそれを受けた業者の人が一番考えてもらいたいのはこの14時間をどういうふうに効果的に使うか、これが最大ポイントだと思っていますので、陳情いたします。

辻山座長 大体いいですか。

どうぞ。

野尻委員 費用負担についてなんですけれども、6,000円という金額をきちんと明記する場合に、できればなんですけれども、理由づけとありますが、書ける範囲でいいと思いますけれども、地域懇談会を開いて区民検討会議の公募をしましたときに、交通費も出ないのかと、非常にこの世の中今なかなか大変な時代ですので、何がしかのそういう参加したいけれども、それも出ないということであきらめた方も何人かいらっしゃるんですよ。そういう方々にとって、それは非常に生活上大きな問題ですので、納得いくような何か一言でも添えていただくとありがたいと思います。

私たちといますか、私はお金にかえられないものをいっぱいいただいていますので、この自治基本条例でもそうですし、今までの基本構想もそうですし、本当にお金をいただかないからう

れしいというのもあるんですね。いただくのは何か変な気がするという、そういう人たちもいますけれども、そういうような積極的に出ていくような人ばかりではないということをお考えいただきたいと思います。

辻山座長 それをサンプリングして通知するときに、文章で入れるという趣旨ですか。

野尻委員 そうですね。無作為でしますということは、区報とか何かに出ますよね。そのときに例えば何々審議会の委員を公募するときに1万円とか書いてありますね。そういう形というのは出ると思うんですよ、区報でも。だから、そのときに書けないですかね。

久保委員 最低賃金、最低賃金掛ける7.4で大体6,000円以下でしょう。

座長、これをやるとしたら、区議会で区長と相談して条例をつくることなんです。条例をつくらしたら簡単にできるんです、これは。大義名分もあるんですよ。これができるかどうかですよ。これだけに条例をつくれればできる。ほかの審議会と同じような形で、条例の中で日当は幾らというふうに決めれば文句は出ないね。そういうことじゃない。

根本委員 根拠はそういうことでしょうか。最賃制以下じゃおかしい話になっちゃう。

辻山座長 6,000円という金額の根拠を示すというのではなくて、なぜあなたたちに払いますよということにしたかという。

野尻委員 そうということです。額ではございません。

辻山座長 私だったら、報酬なし、交通費なし、それでも出られる方ばっかしの区民参加ではだめですよという書き方をすると思いますけれども、ニュアンスとしては。そうならないために、何かそういう工夫が可能であれば、それを書いてあるうがなかりうが闇夜のどこから声が聞こえてくるぞという久保委員の指摘どおり、それは出ると思いますから、微妙な不平等感みたいなものが漂うという区民感情はありますね。相当そこは、だから理論的にしておかないとだめかなという気はしますね。

野尻委員 別の意見になりますけれども、パブリックコメントとか地域懇談会、地域懇談会はまあ参加者が多いです。パブリックコメントの場合などは、団体に投げかけたときは非常に意見もたくさん出ますけれども、個人参加のパブリックコメントをしたときには非常に数名ということもあります。それでも行政はパブリックコメントをして意見をもらったぞと、それで終わっていることが多いように見えているんですね。ですから、それもこの自治基本条例に限ってはいけないことだと思うんですね。きちんとしたパブリックコメントの方法といいますか、区民が1人でも多く参加できるような方法をとらなくてははいけないと思います。それも三者のほうで考えないといけないと思うんですね。

辻山座長 そう思いますよ。

たくさん意見が出てきたらいい条例になるとかというものでもないんですけども、多分余り意見が出ないだろうからパブリックコメントはやめるという決断もなかなかできないという状況の中で、それこそどうやったらたくさんの方が関心を持って答えてくれるかというためには、ふだんから三者がそれぞれ努力しなきゃだめでしょうね。

それでは、区民アンケートについてなんだけれども、これは大分時間を食う話ですか。

藤牧委員 非常に報告しづらいんですが、この流れの中で、区民アンケートもやっていこうということで、こちらは討議会と違いまして、ある種の無作為は無作為なんですけれども、その辺の一つの意識調査というようなことで、スケジュール化はされています。

それで、前回、あるいは前々回のときにお示したマトリクスで言うと、地域懇談会というのは双方向の議論ができる。ただ、手を挙げた人が来る。同じく双方向の議論ができるよ。だけれども、無作為に来る。それが区民討議会、手を挙げた人が意見を言うというのがパブリックコメント、意見公募とよく言いますけれども、無作為に意識を調査するという、そういう意味でアンケートがここにあると、この4象限で、それをみんなやりましょうと同じ時期にという、そういうお話の中のこの区民アンケートでございます。

それで、副座長会の中で話したのは、そんな詳細なアンケートというよりも、もう少し区民アンケートにつくりにしても、三者で項目というんでしょうか、どんなことを聞いたらいいかという、そういう事項を少し絞り込んで抽出して、それでこの検討連絡会議で御議論いただいて、具体的な設問についてはこちらはプロの業者さんがいっぱいいますので、入札で1社選んで、そこに具体的な設問だとか、そういうものについてはお願いしようかなというように思っています。

恐らくこれは多くても設問20ぐらいが限度かなというふうに思っています。項目数としても10項目ぐらい、少し大きな大どころの話をこれはちょっと副座長会でまとめたという意見じゃないんですけども、例えば区民の持っている自治意識とか、自治というところにどんなイメージを持っているかとかというような、例えばですけども、そういうような事細かにこの条文のこのところに賛成か反対かみたいな話じゃなくて、そういった工夫は必要なのかなというふうに思っております。

これを検討、その項目を洗い出してまとめていく、それもやはり三者でやっていかないといけないということで、この検討連絡会議でやるということではなくて、検討連絡会議で決めるんですけども、こちらも運営会を「3杯目にはそっと出し」みたいな話で本当に各部会からもお一人という負担もということなので、それぞれ2名ずつということではいかがでしょうかということでございます。

辻山座長 どうぞ。

久保委員 質問があるんですけども、簡単にもう時間がないから。区民討議会にしても、区民アンケートにしても、少なくともその時点までまとめた素案の中の素案の素案の素案なり、そういうものが一つもなしで協議会でアンケートを僕はできないと思うんですけども、その辺はどう考えているんですか。

藤牧委員 もちろんこれはパブリックコメントと同じような形でやりますので、骨子案ができてなければこれはできませんので、だからそういう前提でのお話です。

辻山座長 そういうことで、また2名ずつ出していただくという話になりましたが、もちろんプロはクエスチョンをつくるプロですからやるでしょうけれども、ここでの雰囲気はわかってないとおつくりできない部分がたくさんあると思いますので、ぜひそれは参加してやっていただきたいと思っておりますね。

これは繰り返さなくていいですね。アンケートをやるかやらないかという意味は何だというのは、さっきのやつにちょっとまとめて議論したというふうにいたしましょう。

藤牧委員 座長、1点それぞれ部会ごとに3組できていたりとか、あると思いますが、それぞれあると思うんですが、できれば次回の検討連絡会議のときに、例えば専門部会でしたらこの人とこの人とかというような報告ができるとありがたいなと思っております。

辻山座長 区民討議会も区民アンケートも、それからその前のはどうするの。三者調整、それも一応候補、名前を挙げてくれと、それはそれぞれ6人の中の話し合いだから、持ち帰って相談しなくてもいいはずなので、それいいですか、区民委員のほうは。

それでは、たくさんの押しつけ合いをしながら。

それでは、残りが時間がないのですけれども、一応前回の続きで地域自治、地域の基盤とかというところを議論するんですが、その前に区民の参加のところでしたっけね。住民投票について議論していただいたということで、お願いします。

斉藤委員 三者比較表のところの住民投票というところがございまして、投票権者ということで、投票権者は一応18歳以上の住民とするということが新しく変わりました。引き続き発議要件に関しては、まだ検討中であります。

それと、あと地域基盤のところなんですが、やっと項目出しができて、目的、意義、それと機能、役割、それから区との関係性、どういうふうにしたらいいのかというところを今整理して、あとはその範囲はどうかとか、あとその他の部分をどうやっておさめていくかというところを次回やって、何とかというところあります。

辻山座長 わかりました。

いかがでしょうか、今御報告いただいた点について、地域自治のところは前回の議論がきちっと受けとめられていくような雰囲気がいいなというふうに思いましたけれども、ぜひ。

根本委員 資料4、三者案比較表というのの資料4のFというのを見ていただけますでしょうか。わかります、青いのの2枚目です。

これはわかりにくいかもしれないですが、それで前のほうを見ていただくと、地域自治の推進というところを一つの文章で長々と書いて、分権によるまちづくりの仕組みを目指すというふうになっていたんですね。それをこの前の議論を受けまして、私どもで議論をして、このように整理しましたので、このように変更しましたということで、地域自治の推進は2つに分けて、地域の特性と自主性を活かし、個性豊かで魅力ある地域のまちづくりを推進する。それから、地域自治によるまちづくりの仕組みを目指す、地区協議会については、これは前からずっと入れてあったですが、一定の地域区分を定め、それぞれの地域に協議会を設置すると、このようになっています。

どこが変わったかという、分権の言葉を地域自治によるというふう、分権によるまちづくりというのを地域自治によるまちづくりというふうに変更いたしました。

辻山座長 どうですか、質問とかございますか。どうぞ。

あざみ委員 区民のほうの18歳以上というふうになった経過というんでしょうか、これまでいろいろ御議論があったということでしたけれども、落ち着いたのはどのようなことでそうなったのか、教えていただければと思います。

高野委員 最終的には、少数になってきて、最後はお一方だけの意見になってきてわかったというところが落ちどころなんですが、結局ずっと公選法の定めた年齢が一番適切だということを終始一貫してずっと御発言されている状況なので、あとはまたもう一回やるのかなという部分があったんですが、最終的に自分だけが反対していたのを申しわけないから、わかりましたという話になったと、すごいうれしかったです。

辻山座長 ほかどうですか。どうぞ。

野尻委員 公職選挙法を準用するという話の中に、投票者と事務を行う者、それから過去の経緯、費用と時間から考えても、現状は20歳以上とせざるを得ないのではないかなという強いお話でした。

それで、外国が先進国がほとんど18歳以上というのは、小さいときから教育を受けているからそれでいいのであって、日本では教育がまだなされてないので、まだまだ早いと、そういうふうな御意見だったですね。それに対して、18歳以上は公職選挙法が変わって18歳になったらいいというのは、全く論点がずれているということと、それから先進国のほとんどが18歳で、またほかの自治体も18歳以上を大人と認めているのに新宿区は認めないのかと、何も国が先に18歳にする前に、新宿区は自分の自治の条例をつくるのであるから、国が変わる利よりも早く変えて、18歳以上の若い人たちに意識を喚起といいますか、地域に目を向けるいいチャンスを逃すなという感じもありますし、それからあとは1人でも多くの若者たちに目覚めてもらう本当のいいチャンスということ、そんな意見で全員が18歳以上に達したということだと思います。

辻山座長 いかがでしょうか。

最初に20歳以上とこだわった方の御意見の中で、教育をしてないからというのは18歳からは投票するんだよというような教育をしてないからという趣旨のことでしたか。

野尻委員 政治に関する教育を受けてないということですね、日本ではですね。

辻山座長 ということで、当然でありますけれども、三者調整の中ではもう一度この年齢をめぐってとかということが入ってくると思いますので、先ほどの野尻委員の御意見の説明なども記憶しておいていただいて、議論に活かしていただきたいなと思います。

そのほかどうでしょうか。

前回から何か検討してみたというようなことがあればお聞きいたしますが、なければ繰り返しになるので、大体これでいいかなという気がいたしますが、よろしいですか。

それでは、きょうはたくさんの合意事項といたしましょうか、決定事項のようなこともありましたので、まとめを事務局のほうからお願いいたします。

これはちょっと多いから、みんなで胸にちゃんとしまっただけで帰るということにしましょう。できれば、記録があれば後のために残しておいていただければありがたいと思いますけれども、どうせつくっていくんでしょうから、それではそういうことにいたしまして終わりにしますが、事務局、最後に何かありますか。

どうぞ。

事務局 それでは、次回の開催日について御報告させていただきます。

次回は2月19日、金曜日、同じく時間は午後6時30分から、場所はこちらの第2委員会室で開催させていただきます。

先ほどお話が出ていましたとおり、次回までに事務局あてにそれぞれの担当の方のお名前をお教えいただければ、次回資料として提示したいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

事務局からは以上です。

辻山座長 ありがとうございました。

それでは、これで終わりにいたしたいと思います。

どうもお疲れさまでした。

散会 午後 8時45分